

報 江 町 役 場

発行 報 江 町 役 場
電話 (480) 1 1 8 1 (代)

昭和42年1月15日発行 第78号

衆議院議員選挙 特 集 号

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査は

一月二十九日です

衆議院の解散による総選挙は、一月八日に選挙期日の公示が行なわれ、一月二十九日(日)に投票が行なわれることになりました。伯江町の選挙区は東京都第七区に属し、衆議院議員の定数は五名となっています。

開票は翌日の一月三十日午前八時から、伯江町役場で行ないますが、開票結果の判明は同日午後になる予定です。また、この選挙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査が行なわれ七名の最高裁の裁判官が国民の審査に付されます。

入場券の配布は

一月二十七日までに

今回行なわれる総選挙の投票 入場券は一月二十七日まで 所入場券は一月二十七日まで にお配りします。配布を受け たらその場で入場券の点検を 行ない御家族の有権者の人数 分だけあるかどうかを確かめ てください。万一漏れている 場合にはその場で係員に連絡 してください。ただし、次に 掲げる選挙人の入場券はあり

- 1 他区市町村に転出した かつ
 - 2 昨年十月十一日以降で満 二十歳になられたかた
 - 3 注意
- 投票用紙は、前記1のとおり 同時に選挙人に交付しますが はつてありますが、選挙人の 記載所で書くときは、衆議院 選挙と国民審査の投票用紙の ことを承知してください。

投票所のお知らせ

一月二十九日に行なわれる衆議院議員選挙および最高裁判所 裁判官国民審査の投票所は次のとおりです。

立会演説会が開かれます

衆議院議員選挙の立会演説会 が次のとおり開かれます。

日時 一月十六日午後五時三 十分

場所 伯江第一小学校

衆議院議員選挙の立会演説会

ただし、立候補者が十三名を 越えた場合には二班編成とな りますのでさらに一月二十三 日の同時刻に同じ場所で行な 演説会が予定されています。

衆議院総選挙と

国民審査の「投票」の方法

今回の総選挙では最高裁判所 裁判官国民審査があわせて行 なわれますが、その投票の方 法は次の要領によつてくださ い。

1 投票用紙の交付

投票用紙は衆議院議員選挙と 国民審査とを同時に交付しま す。

2 投票用紙の使い方

衆議院議員選挙の投票用紙は 銀ねずみ色で、選挙名がはつ

公営ポスター掲示場は

五十か所に

今回の選挙の公営選挙運動用ポスター掲示場は、五十か所に 設けることになりました。

設置場所は次のとおりです。

投票 区名	設 置 場 所	地 番
一 小田急バス営業所西側	和泉	二九九
二 第二小学校のへい	和泉	二三五
三 光湯前道路わき	和泉	四六八の一
四 町営第二浄水場のへい	和泉	七七七
五 荻花製作所横	和泉	七七一の一
六 松原バス停留所横	和泉一、〇五四の一	
七 和泉バス停留所横	和泉一、〇八八	
八 第一小学校のへい	和泉二、一〇五	
九 サカヘヤクリーニング店横のへい	和泉一、八〇三	

不在者投票について

今回行なわれる選挙の不在者 投票は、次のとおり行ないま す。

衆議院議員選挙は

一月八日から一月二十八日 最高裁判所裁判官国民審査は 一月十九日から一月二十八日 現在調整) によって行なわれ

一月二十九日は

衆議院議員

選挙の投票日です

みんな忘れず

投票しましょう

選挙のお問い合わせは

(四八〇)一一八一

休日・夜間直通

(四八〇)一一八七

る初めての選挙ですので、昨 年七月十一日以降の転入者は 現住地での選挙人名簿に登録 されていないため、投票日に もとの住所(選挙人名簿が 登録されているところ)の投 票所に行つて投票する方法 と、次の不在者投票によるな ければ投票できません。

まず役場住民課窓口へ印鑑を もつておいでになっていただ き「不在者投票事由該当証明 書」の交付を受けてくださ い。

「不在者投票事由該当証明書」が手にはいたら次のよう な方法によって不在者投票を していただきます。

投票は次の二つの方法があ ります。

第一の方法

もとの住所(選挙人名簿 に登録されているところ)の 選挙管理委員会へ直接行つて 不在者投票をします。

第二の方法

証明書を同封して郵便でも 合せてください。

この他、職務または業務に 従事中等とあるとか、やむをえ ない用務等のため投票当日投 票所へ投票できないいろいろ な場合は不在者投票ができま す。これらに該当されるかた は選挙管理委員会へ、お問い 合せてください。

この方法によって不在者投 票をされる場合は、できるだけ 早く証明書をもらつて請求 してください。